

	市民バス	住民バス	デマンド型乗合タクシー (実施地区ごとに異なる)
利用対象者	どなたでも利用可能		原則実施地区にお住まいの人
料金	1 回 200 円 (割引制度あり)	無料	大人 1 回300円から 子ども 1 回100円から
フリーバス (定期券)	あり	なし	
利用予約	不要		必要
運行時間	時刻表により運行		実施地区ごとに異なる
利用方法	時刻表により バス停での乗降	運行経路上で手をあげ て乗車(一部区間除く)	実施地区の運行事業者へ 電話予約 (原則利用登録)

● **デマンド型乗合タクシー**

自宅などから公共施設や医療機関などの登録施設まで直接乗合タクシーで移動する公共交通で、コミュニティ組織が運営しています。現在は迫町森、東和町米川、東和町錦織、東和町米谷、中田町浅水の5地区で実施しており、原則お住まいの地区での利用登録が必要です。詳細な登録施設や利用方法は市公式ホームページを確認するか、実地

● **市民活動団体移動支援事業**
市民活動団体が、日常の移動手段にお困りの人のために実施する移動支援事業に対し、補助金を交付します。令和8年度の申請は、12月28日まで受け付けています。

※ 詳しくは、市公式ホームページを確認するか、問い合わせください

【問い合わせ】まちづくり推進部
市民協働課（地域交通・交流係）
0220（22）2173

1回の乗車運賃は無料で、スクールバスの空いた時間を活用し、主に市民バスが運行していない旧町域内を移動する地域内交通として運行しています。年齢や居住地を問わず、どなたでも利用することができます。運行時間や運行経路など、詳しくは各総合支所(☎18〜23ページ上部)（豊里町は豊里病院☎0225(76)2023）まで問い合わせてください。

動手段に、市民 型乗合タクシー

所で購入できます。年齢や居住地を問わず、どなたでも利用することが出来ます。

●住民バス

地区	問い合わせ先	電話番号
迫町 森地区	森地区コミュニティ推進協議会(森公民館)	0220(22)
東和町 米谷地区	米谷地域づくり推進協議会(米谷公民館)	0220(53)
東和町 米川地区	米川地域振興会(米川公民館)	0220(53)
東和町 錦織地区	錦織地域振興会(錦織公民館)	0220(53)
中田町 浅水地区	浅水コミュニティ運営協議会(浅水ふれあいセンター)	0220(34)

ス、住民バス、
の利用を
区のコミュニティ組織まで問い
合わせください。

Information 05 小型充電式電池の回収場所を拡大 新たに各総合支所でも回収を開始

収集車やごみ処理施設での火災を防止するため、リサイクルステーションでの回収に加え、新たに各総合支所でも小型充電式電池の回収を開始しました。

小型充電式電池は、強い衝撃で発火する危険性があり、指定ごみ袋に入れると火災の原因になります。

安全に処理するため、ルールを守って回収ボックスに出してください。詳しくは、問い合わせください。



【回収品目】小型充電式電池(リチウム・ニカド・ニッケル)、モバイルバッテリー

※家庭で使⽤した小型充電式電池

【回収場所】各総合支所

【廃棄方法】金属端子をテープなどで絶縁処理してから回収ボックスへ
※膨張したものは危険なため、クリーンセンターにお持ちください

【問い合わせ】環境事業所
廃棄物対策課(廃棄物対
策係)

☎0225 (98) 4372



市消防本部では、住宅用火
災警報器の設置状況などにつ
いて調査をしています。

このアンケートは、市内に
おける住宅用火災警報器の設
置状況などを把握することに
より、今後の普及啓発活動や
広報などに活用するもので

す。皆さんのご協力をお願いします。

【回答期限】11月30日(月)

【回答方法】下記二次元コードからアクセスし、回答ください

※詳しくは、市公式ホームページを確認するか、問い合わせ

【問い合わせ】消防本部予防課
（予防建築係）
☎ 0220（22）1900
住宅用火災
警報器
アンケート
フォーム



住宅用火災
警報器
アンケート
フォーム

Information
03
住宅用火災警報器に関する
アンケートを実施しています



11月9日(月)から15日(日)までは、秋の全国火災予防運動週間です。

これからの寒くなる季節は、暖房器具を使う機会が増え、火災が発生しやすくなります。火災予防に対する意識を高め、火災を防ぎましょう。

●**住宅火災を起こさないためのポイント**

▼寝たばこは絶対にしない、させない▼ストーブは燃えやすい物から離れた位置で使用する▼ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す

▼コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く

●**住宅用火災警報器は適正に設置しましょう**

住宅火災をいち早く発見するためには、住宅用火災警報器が非常に有効です。警報器は台所、寝室、階段の天井面に取り付けましょう。

【**作動確認**】月に1回、作動を確認しましょう。製品によって、ボタンを押すものや、ひもを引くものがあります

【**機器交換**】電池が切れると音や表示灯で知らせる製品もあり



正しく作動するか、忘れず確認しましょう

【問い合わせ】消防本部予防課
（予防建築係）
0220（22）1900

令和8年分所得税の確定申告に向けたスマホ申告(e-Tax)の講習会を開催します。スマホ申告は混雑する申告会場に出向くことなく、自宅などで簡単に申告ができて大変便利です。スマホ申告をしたい人や操作に不安がある人は、ぜひご参加ください。

【日時】11月16日(月) ①午前10時～正午 ②午後2時～4時

【場所】迫公民館2階軽運動場
【定員】①②各70人(先着順)
【受け付け】開始時間の30分前から
【持ち物】スマートフォン、マイナナンバーカード(4桁の暗証番号)
【問い合わせ】▼佐沼税務署
☎02220(22)2612
▼総務部税務課(市民税係)
☎02220(22)2163

Information
01
空気が乾燥する季節
火災を防ぎましょう

Information
02
確定申告に向けた
スマホ申告講習会を開催